

転入届の特例について

転入届の特例は、個人番号カード（以下、「マイナンバーカード」という。）又は住民基本台帳カードを利用した転入手続きの簡素化に関わる特例の届出です。通常の転入転出手続きでは、転出地の市区町村で転出証明書の交付を受け、転入地の市区町村に提出する必要がありましたが、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの交付を受けている方が転出届をされた場合は、転入地への転出証明書の提出が不要となります。

事前に郵送等で転出地の市区町村役場に転出届を提出することにより、転出証明書を取得せずに転入地で転入届が可能となり、窓口に向くことが転入先の1回で済むようになります。

○ 次の項目に該当する方は転入届の特例が適用されませんので、市民課窓口又は「転出証明書交付依頼書」により転出証明書の交付を受けてください。

- ① マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの交付を受けていない場合
- ② マイナンバーカード又は住民基本台帳カードが一時停止、または廃止の場合
- ③ マイナンバーカード又は住民基本台帳カードが有効期限切れの場合
- ④ 転出をした日の翌日から起算して14日を超えている場合
(転出届を郵送した場合は、市役所に同様の期間を超えて配達になった場合を含みます)

○ マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの交付を受けている方が郵送で転出届をされる場合は次の事項に注意し、届出用紙を米沢市役所市民課まで郵送してください。

- ① 転出届の用紙には必ず日中の連絡先電話番号を記入してください。
- ② 同時に転出される方を全員記入してください。
(転出される方のうちで一人でもマイナンバーカード又は住民基本台帳カードの交付を受けていれば届出ができます。)
- ③ 米沢市役所で転出の処理をする前に新住所地で転入の手続きはできません。
- ④ 新しい住所にお住まいになった日から14日以内に、新住所地の市区町村役場で転入届等の諸手続きを行ってください。
※正当な理由がなく、14日以内に届出をしないと、50,000円以下の過料に処せられる場合があります。

○ 転入届に必要なもの

・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(数字4桁の暗証番号の入力が必要です)・印鑑

○ その他

- ① 国民健康保険、介護保険等の諸手続きについては「米沢市から転出される方への説明」をご参照ください。
- ② 転出予定日や新住所が変更になった場合でも、そのまま新住所地の市区町村役場に変更事項を申し出てください。
- ③ マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの暗証番号を忘れてしまった場合は、ご本人が窓口で再設定手続きを行ってください。
- ④ その他、不明な点がございましたらお問い合わせください。

※注)②、③について休日開庁日等に新住所地で届出を行う場合は、受付できない場合があります。

お問い合わせ先(送付先)

米沢市役所 市民課 TEL(0238)22-5111(代表)

〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号